

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-70(政策16-施策①))

施策名	新しい公益法人制度への円滑な移行と適正な法人運営の確保[政策16. 公益法人制度改革等の推進]				
施策の概要	新公益法人制度では従来の公益法人は平成25年11月末までの期間に移行申請を行わないと解散になるとされていることから、移行期間内の円滑な移行を実現するとともに、移行法人の適切な監督を実施				
達成すべき目標	早期の申請を促進した上で、柔軟かつ迅速な審査を行い、新制度への円滑な移行を進めるとともに、適切な監督を実施し、「民による公益の増進」を実現				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の状況(千円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c) 合計(a+b+c)	123,145 87,557 82,559 129,477		
	執行額(千円)	117,259	79,701		
	第183回国会 衆議院内閣委員会 大臣所信(平成25年3月13日) 「新公益法人制度について、その移行期間が本年11月末に終了することを踏まえ、移行を希望する法人が期限内に申請できるよう、法人の支援に取り組むとともに、引き続き公益認定等委員会と協力して、柔軟かつ迅速な審査に努めてまいります。」				

測定指標	1年間における申請件数(移行認定申請、移行認可申請、公益認定申請)	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
4ヶ月以内に諮詢を行う件数の割合	年度ごとの目標値	-	70	319	859	1,775	1,462	1,500
		基準値	実績値					目標値
不利益処分である命令及び認定・認可の取消しを講じられた法人の割合	年度ごとの目標値	-	23%	28%	61%	61%	69%	95%以上
		基準値	実績値					目標値
年度ごとの目標値	不利益処分である命令及び認定・認可の取消しを講じられた法人の割合	-	-	-	-	-	95%以上	
		基準値	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
年度ごとの目標値	目標の達成状況	-	-	0%	0%	0%	0%	1%以下
		基準値	-	-	-	1%以下	1%以下	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	1年間における申請件数については、各種相談会の開催やホームページ「公益法人information」などの広報媒体の活用により、未申請法人に早期申請を促した結果、1,500件の目標に対して、その約97%にあたる1,462件(平成23年度は目標2,000件に対し1,775件で89%)の申請を受け付けた。 申請から4ヶ月以内に諮詢を行った件数は1,009件で、全体1,462件の約69%であった。これは法人目線に立った柔軟な審査を実施する中で、申請書類の補正に長期間を要する法人が多数いたこと等によるものである。一方、法人の希望する登記日を尊重した審査を実施することにより、平成25年4月1日登記を希望した1,127法人(法人の事情により間に合わなかった約10法人を除く)の処分を年度内に行なった。 法人の監督については、法人からの定期提出書類の確認や必要に応じた報告徴収の実施等を通じ法人に対する適切な監督を実施し、結果として不利益処分を課す法人はなかった。
	目標期間終了時点の総括	【目標の達成状況の検証】 平成24年12月に内閣府が実施した「特例民法法人に係る移行動向調査」の結果、移行期間終了時までに4,448法人が内閣府に申請する見込みとなっているが、平成25年3月31日時点において4,132法人(約93%)からの申請を受け付け、3,994法人(約90%)の審査を終えているところであり、目標である「新制度への円滑な移行」に対して、順調に推移しているものと言える。 また、平成24年度において監督対象となる約2,500法人について、定期提出書類の確認や必要に応じた立入検査等を実施したことにより、結果として不利益処分を課すような事例はなく、目標である「適正な法人運営の確保」がなされているものと言える。 【今後の方向性】 平成25年11月末をもって移行期間が終了したことから、内閣府に申請する見込みである4,448法人のうち残り約300法人の全ての法人の状況をフォローし、移行を希望する全ての法人が移行期間内に確実に申請できるよう、引き続き各種相談対応や各種媒体を活用した情報発信を行い、申請書類の質が確保されるよう取り組み、申請から4ヶ月以内を目標に柔軟かつ迅速な審査を進め、新制度への円滑な移行を実現する。 また、平成25年度には、監督の対象となる法人が約4,000法人となることから、引き続き、適切な監督の実施に努めることで、適正な法人運営の確保を実現する。

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	公益認定等総合情報システム(PICTIS)
---------------------------	-----------------------

担当部局名	公益法人行政担当室 公益認定等委員会事務局	作成責任者名	参考官 総務課長 相馬清貴	政策評価実施時期	平成25年9月
-------	--------------------------	--------	------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-71(政策16-施策②))

施策名	特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整[政策16. 公益法人制度改革等の推進]				
施策の概要	「特例民法法人に関する年次報告」の作成・公表を通じて、指導監督基準等に基づく各府省の所管特例民法法人に対する指導監督状況を的確に把握し、必要に応じ各府省に指導監督の徹底を要請				
達成すべき目標	透明性の確保による特例民法法人の適切な運営を確保し、新制度への円滑な移行に寄与することにより、民間非営利部門の健全な発展を促進し「民による公益の増進」を実現				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の状況(千円)	当初予算(a) 5,715	1,308	975	975
	補正予算(b)				
	繰越し等(c)				
	合計(a+b+c)				
施策に関する内閣の重要な政策(施政方針演説等のうち主なもの)	執行額(千円)	913	825		
	第183回国会 衆議院内閣委員会 大臣所信(平成25年3月13日) 「新公益法人制度について、その移行期間が本年11月末に終了することを踏まえ、移行を希望する法人が期限内に申請できるよう、法人の支援に取り組むとともに、引き続き公益認定等委員会と協力して、柔軟かつ迅速な審査に努めてまいります。」				

測定指標	特例民法法人の実態・状況等を明らかにするための各種調査の的確な実施及び公表による指導監督の徹底	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		-	-	-	-	1,035法人	618法人	「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等を遵守していない法人数の減少
	年度ごとの目標値					「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等を遵守していない法人数の減少	「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等を遵守していない法人数の減少	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	平成23年12月2日から平成24年12月1日の間で、「平成24年度特例民法法人概況調査」で把握することができる限りにおいて ・同一親族理事又は特定企業関係者理事が理事に占める割合が1/3超、 ・同一業界関係者理事が理事に占める割合1/2超、 ・収益事業支出が総支出に占める割合が50%超、 ・内部留保の水準が30%超 等の指導監督基準等に違反する可能性のある法人は1年間で、618法人(見込み数。また、重複あり)に減少している。 (ただし、上記の条件に該当するとしても、直ちに指導監督の対象となるとは限らない)
	目標期間終了時点の総括	【目標の達成状況の検証】 平成23年12月2日から平成24年12月1日の一年間で指導監督基準等に違反する可能性のある法人の数は前年(平成22年12月2日から平成23年12月1日)から417法人(見込み数)減少しており、目標に対し一定の効果があったものと言える。 【今後の方向性】 現在、平成24年度特例民法法人概況調査において特例民法法人に対する指導監督状況の調査を実施中。引き続き、調査の集計作業を進め、現状の適切な把握に努めるとともに、取りまとめ段階でフォローアップを行い、必要に応じ各主務官庁に対し指導監督の要請等を行っていく予定。 なお、平成25年11月末で移行期間が終了し、期限までに移行申請を行わなかった法人は解散とみなされるため、原則として特例民法法人は存在しないこととなる。

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成24年度特例民法法人に関する年次報告
---------------------------	----------------------

担当部局名	公益法人行政担当室 公益認定等委員会事務局	作成責任者名	参事官 総務課長 相馬清貴	政策評価実施時期	平成25年9月
-------	--------------------------	--------	------------------	----------	---------